

# 身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 つぐみ福祉会

## 1. 方針

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけることとする。

## 2. 根拠となる法律

### (1) 障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 基本方針

### (1) 当法人（事業所）内での共通理解

- ・身体拘束の防止に努める。

当法人（事業所）において、やむを得ず身体拘束を行う可能性がある項目

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- クールダウンの為に個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

### (2) 研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年 1 回）を実施する。（法人全体にて開催）
- ・新任者に対する身体拘束防止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

### (3) 身体拘束適正化検討委員会の開催（毎月、各事業所にて虐待防止委員会と同時開催）

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

### (4) 身体拘束適正化検討全体委員会の開催（法人全体にて虐待防止全体委員会と同時開催）

- ・法人内の身体拘束適正化のための体制作りを行う。
- ・身体拘束を実施した場合の内容・原因・解決策の把握を行う。
- ・法人内の身体拘束適正化のための取り組みの検討を行う。

### (5) 身体拘束記録

- ・身体拘束をせざるを得ない場合、サービス担当者会議にて検討し、身体拘束に関する説明

書（記録1）及び個別支援計画書を用いて利用者及び家族へ説明する。

- ・利用者及び家族が十分な理解と納得をしていただいたうえで、身体拘束に関する説明書及び個別支援計画書に記名捺印をいただく。
- ・身体拘束を行った場合は、身体拘束に関する経過観察・再検討記録（記録2）を用いて、時間や心身の状態などを記入する。

（6）身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

（7）利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

4. 指針の閲覧について

当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにする。

付則 令和4年4月1日より施行する

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行う場合があります。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所 所長

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(続柄

)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	記録者 サイン

## <身体拘束等を実施せざるを得ない場合のフローチャート>

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、以下の手続きを経て身体拘束等行動制限を実施する。

①身体拘束を実施せざるを得ないような事態＝事故の予測



②サービス担当者会議の開催

会議構成メンバー：所長、副所長、主任、サービス管理責任者、相談支援専門員  
医師（必要に応じて意見聴取）、生活支援員、職業指導員  
看護職員等

検討事項：事故防止に対する分析・改善策を検討したうえで、尚も身体拘束をやむを得ずしなければならない場合については、リスク及び身体拘束が及ぼすご本人や家族への損害等を検討、特に、下記の3つの要件全てを満たす状態であるかを確認する。

**【切迫性・非代替性・一時性】**

※最終的には、所長の同意がなければ身体拘束を家族に提案できない。



③身体拘束に関する説明書の作成（記録1）



④利用者及び家族への説明

説明担当者：所長またはサービス管理責任者

説明資料：身体拘束に関する説明書（記録1）の作成及び個別支援計画書

説明と同意：利用者及び家族を面接し、以上の書類を資料にして、身体拘束等行動制限が必要なことを説明する。その際、利用者及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得られるように努めること。

記名捺印：利用者及び家族が十分な理解と納得をしていただいたうえで、身体拘束に関する説明書（記録1）及び個別支援計画書に記名捺印をいただく。  
（2部記名捺印していただき、1部は利用者又は家族に交付する）



⑤身体拘束の実施及び記録

実際に身体拘束を行う場合は、時間や心身の状態などを記録する。（記録2）



⑥行動制限解除に向けて継続的にサービス担当者会議を開催

サービス管理責任者は身体拘束等行動制限を解除することを目標に、継続的にサービス担当者会議を開催し、検討を行う。（経過観察・再検討記録を記入）